

総合体育館の利用料金

※平成29年4月1日改定

(単位：円)

区 分				昼 間		夜 間	全 日	
				午前 9 時～ 午後 0 時	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後10時	午前 9 時～ 午後 1 0 時	
メインアリーナ・サブアリーナを利用する場合								
個 人	一般	1 回		220	220	330		
	高校生・高齢者			150	150	220		
	小・中学生			80	80	120		
	一般	回数券 (11枚綴り)		2,200	2,200	3,300		
	高校生・高齢者			1,500	1,500	2,200		
	小・中学生			800	800	1,200		
ランニングコース・ニュースポーツコーナーを利用する場合								
利 用	一般	1 回	2 時間までごとに		100			
	高校生・高齢者		2 時間までごとに		80			
	小・中学生		2 時間までごとに		80			
	一般	2 時間までご との回数券 (11枚綴り)			1,000			
	高校生・高齢者				800			
	小・中学生				500			
専 用 利 用	メインアリーナ	アマチュアスポーツに利用	入場料無料		6,000	8,000	10,300	24,300
			入場料有料		17,900	23,800	30,800	72,500
	メインアリーナ	アマチュアスポーツ以外（催事等）に利用	入場料無料	非営利目的	29,700	39,600	51,200	120,500
				営利目的	71,300	95,100	122,800	289,200
			入場料有料	非営利目的	59,400	79,200	102,300	240,900
				営利目的	118,800	158,400	204,600	481,800
	サブアリーナ	アマチュアスポーツに利用	入場料無料		2,700	3,600	4,600	10,900
			入場料有料		8,000	10,600	13,600	32,200
		アマチュアスポーツ以外（催事等）に利用	入場料無料	非営利目的	13,200	17,600	22,600	53,400
				営利目的	31,700	42,300	54,200	128,200
			入場料有料	非営利目的	26,400	35,200	45,100	106,700
				営利目的	52,800	70,400	90,200	213,400
多目的室・会議室	アマチュアスポーツに利用する場合でアリーナの専用利用を伴うとき		1 室	1 時間までごとに 500 (上限 1,400)	1 時間までごとに 500 (上限 1,800)	1 時間までごとに 600 (上限 1,200)		
	アマチュアスポーツに利用する場合でアリーナの専用利用を伴わないとき		1 室	1,400	1,800	2,200	5,400	
	その他の場合		1 室	2,700	3,600	4,400	10,700	
(新規) ニュースポーツコーナー				2,000	2,700	3,400	8,100	

備考

- 1 専用利用とは、10人以上の構成員をもって使用する場合をいう。
- 2 メインアリーナ及びサブアリーナの専用利用料には、ランニングコース及びニューススポーツコーナーの利用料を含むものとする。
- 3 市外の団体の専用利用については、専用利用料金の1.5倍とする。
- 4 「高齢者」は65歳以上をいう。
- 5 午前と午後又は午後と夜間をとおして利用する場合の利用料は、それぞれの区分の利用料を合算した額とする。
- 6 アリーナを分割専用利用する場合の利用料は、次の各号のとおりとする。
 - <メインアリーナ>
 - (1) 3分の2の場合は、専用利用料金の3分の2とする。
 - (2) 2分の1の場合は、専用利用料金の2分の1とする。
 - (3) 3分の1の場合は、専用利用料金の3分の1とする。
 - (4) 4分の1の場合は、専用利用料金の4分の1とする。
 - <サブアリーナ>
 - (1) 2分の1の場合は、専用利用料金の2分の1とする
- 7 利用時間帯を前半と後半に2分し、前半又は後半で利用する場合は、専用利用料金の2分の1とする。
- 8 午後0時から午後1時及び午後5時から午後6時の時間帯において、承認を受けた区分を超過し、又は繰り上げて利用する場合は、当該承認を受けた区分の利用料金の3割の額とする。なお、1時間未満の利用については、1時間の利用とみなすものとする。
- 9 特別の理由により、午前9時前から又は午後10時以後に継続して利用を許可する場合は、夜間の区分の利用料金の1時間割額に当該利用時間を乗じて得た額をこの表の利用料の額に加算する。なお、1時間未満の利用については、1時間の利用とみなすものとする。
- 10 利用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- 11 アマチュアスポーツ以外の催事に利用する場合の会場管理及び清掃に要する経費は、利用者の負担とする。
- 12 第14条に定める特別の設備等に要する経費（電気料等）は、設置者の負担とし別途徴収する。
- 13 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含むものとする。
- 14 入場料とは、入場料、会費、賛助金、寄付金その他名目のいかんを問わず利用者が入館者から徴収する金銭及び利用者が発行する入場券その他これに類するものをいう。
- 15 冬季利用料については、メインアリーナ及びサブアリーナの専用利用に限り、当該利用料の100分の40に相当する額を徴収する。（冬季利用料を徴収する期間は、11月1日から翌年4月30日までとする。ただし、市長が認めたときは、変更することができる。）